

貿易一般保険権利行使等委任状

提出日 XXXX年 X月 X日
株式会社日本貿易保険 御中
被保険者 ○○○○株式会社
住所 東京都中央区銀座X丁目X-XX
氏名 代表取締役 貿易 太郎 印

※法人の場合は、代表者の氏名をご記入ください。

1. 権利行使等の委任

当社は、下記の対象債権(以下「対象債権」といいます。)について、貿易一般保険約款(以下「約款」といいます。)の規定に基づき、本紙の提出日をもって、株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」といいます。)に対し対象債権の回収に係る権利行使等を委任し、以降日本貿易保険から別途指示がない限り自らは一切の権利行使等を行わないことをここに誓約します。また、当社は、権利行使等の委任後も、約款の規定を遵守することをここに誓約します。

2. 日本貿易保険からの指示事項に対する誓約

当社は、下記の日本貿易保険からの指示事項を了解し、次に日本貿易保険から「指示書」が提示されるまでの間、当該指示事項を遵守することをここに誓約します。なお、既に別途日本貿易保険より「指示書」が提示されている場合には、当該「指示書」に記載の指示事項を遵守することをここに誓約します。

記

【対象債権】

・添付債権概要表のとおり。

【日本貿易保険からの指示事項】

- ・対象債権を回収するため、損失の全部又は一部の賠償又は保証債務の履行を受けることができる場合には、その賠償請求権又は保証債務履行請求権の行使又は保全に必要な措置を怠らないこと。その他、対象債権の回収を最大化するため他の債権におけるのと同様の注意をもって一切の合理的措置を講ずること。
- ・日本貿易保険が、本初回指示事項のほか、電子メール等により、対象債権に係る権利行使等に関する指示をした場合には、当該指示に従うこと。
- ・契約関連書類(契約書、手形、保証状等)の原本を保管すること。
- ・以下①から⑤のいずれかを行う場合には事前に日本貿易保険の書面による承諾を得ること。
 - ①対象債権を第三者に譲渡すること
 - ②弁護士等に権利行使等を委任すること
 - ③対象債権の決済条件等について変更を加えること
 - ④対象債権の全部又は一部を放棄すること
 - ⑤裁判又は仲裁手続を開始すること
- ・対象債権の回収に関して貿易保険共通運用規程第11条第2号から第5号までに掲げる事由が発生した場合には、当該事由の発生について貿易一般保険(個別)手続細則(以下「手続細則」という。)に従い、日本貿易保険に遅滞なく書面にて報告すること。
- ・以上の履行に関連し気付きの点があるときは随時報告すること。

(裏面へ続く)

【注意事項】

1. 回収金の通知と納付

対象債権につき回収金があったときは、回収のあった日から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面にて通知し、かつ、日本貿易保険が指定する日までに手続細則に基づいて、日本貿易保険が発行した請求書に従い、日本貿易保険が指定した額を納付してください。

2. 指示事項に係る履行状況の報告

手続細則に基づき、約款第34条第4項に規定する報告すべき事由の発生を知ったときは、遅滞なく日本貿易保険に書面にて報告してください。

3. 回収費用の相談

次に日本貿易保険から「指示書」が提示されるまでの間に行う回収に要する費用が発生する場合は、日本貿易保険に相談してください。

※本様式に関する日本貿易保険からの問い合わせ等に対応いただける方の連絡先をご記入ください。

連絡先	担当者名: 田中五郎
	所属部署: 貿易保険課
	電話番号: 03-XXXX-XXXX
	E-mail: Tanaka@XXXX.co.jp

債権概要表①

*サービサー（債権回収業者）による回収を希望される場合は、英語でご記入ください。
 *債権情報が下表に入りきらない場合には、適宜行を追加頂くか、別紙で提出頂いても構いません。

債務者名（国名） / Buyer's Name (Country)	American Trading Company (アメリカ)
-----------------------------------	---------------------------------

1. 保険契約対象債権 / Insured contracts

(1) 今回権利行使委任する保険契約対象債権

※(延滞している契約元本)とは、権利行使委任時に回収されていない元本金額をご記入ください ※(その他請求すべき金額)とは、例えば損害賠償請求権のある場合にその金額をご記入ください。

	契約書番号/ インボイス番号	契約締結日	決済日	通貨	※延滞している 契約元本の金額	延滞している 契約金利の金額	契約に定める 延滞金利率	※その他 請求すべき金額	保険証券番号
	Contract No. / Invoice No.	Execution Date	Due Date	Currency	Principal in Arrears	Contract Interest in Arrears	Interest Rate on Overdue Payment	Other Claims to be Made	Insurance Policy No.
1	A-12345	2012/11/21	2013/6/21	JPY	7,112,000	0	14.60%	1,038,352	00-0000-00-12345678
2	A-12346	2013/3/12	2013/9/12	JPY	12,078,000	0	14.60%	1,763,388	00-0000-00-12345679
3	A-12347	2013/4/20	2013/10/20	JPY	10,414,000	0	14.60%	1,520,444	10-0000-00-12345678
4	A-12348	2013/5/12	2013/12/12	JPY	21,978,000	0	14.60%	3,208,788	10-0000-00-12345679
5									
Total					51,582,000	0		7,530,972	

(2) 上記(1)を除く、保険契約対象債権 / Insured contracts(Except for the above (1))

	請求 済	契約書番号/ インボイス番号	契約締結日	決済日	通貨	延滞している 契約元本の金額	延滞している 契約金利の金額	契約に定める 延滞金利率	その他 請求すべき金額	保険証券番号
		Contract No. / Invoice No.	Execution Date	Due Date	Currency	Principal in Arrears	Contract Interest in Arrears	Interest Rate on Overdue Payment	Other Claims to be Made	Insurance Policy No.
1	<input checked="" type="checkbox"/>	A-12344	2012/3/16	2012/9/16	JPY	21,975,000	0	14.60%	3,205,788	00-0000-00-12345670
2	<input type="checkbox"/>									
3	<input type="checkbox"/>									
4	<input type="checkbox"/>									
5	<input type="checkbox"/>									
Total										

2. 同一の債務者に対する無付保契約債権 / Uninsured contracts

	契約書番号/ インボイス番号	契約締結日	決済日	通貨	延滞している 契約元本の金額	延滞している 契約金利の金額	契約に定める 延滞金利率	その他 請求すべき金額
	Contract No. / Invoice No.	Execution Date	Due Date	Currency	Principal in Arrears	Contract Interest in Arrears	Interest Rate on Overdue Payment	Other Claims to be Made
1								
2								
3								
4								
5								
Total								

債権概要表②

*サービサー（債権回収業者）による回収を希望される場合は、英語でご記入ください。

*下表に入りきらない場合には、適宜行を追加、拡大頂いて構いません。

1. 債務者明細 / Buyer Details

債務者の名称 / Buyer's Name	担当者名 / Contact Person
American Trading Company	Mr. Brian Adams
住所 / Address	取引銀行・支店名 / Buyer's Bank Account/Branch Name
123-456 Cedar Ave.	Central American Bank,International Department Boston
市/国名 / City/Country	
Boston	
電話番号 / Phone	
+1-234-567-8899	
ファックス番号 / Fax	メールアドレス / E-mail
+1-234-567-8898	ATC@aol.com

2. 取引の経緯 / Transaction Summary

(1)販売商品 / Goods
used-cars
(2)決済条件 / Terms of Sales
TT 30 days after B/L
(3)受注に至った経緯 / How did you get to know the buyer and enter into this contract?
We were in business relations with the debtor for 25 years and the relevant orders were received as regular orders and confirmed by us in July/August, 1999, and also reconfirmed before shipment in the form of pro-forma invoice on September 20, 1999, which was confirmed by his signing.
(4)売買価格の交渉経緯 / Price negotiation details (such as the offering date and of reaching agreement)
The prices were periodically changed and agreed with the debtor and there was no problem/conflict with the debtor.
(5)納品時期 / Dates related to delivery of goods (the dates of shipment and when the buyer has confirmed the receipt of goods)
Oct 31, 1999ex Japan
(6)債務者の支払状況 / Buyer's payment record (of this transaction, as well as the settlement status of any previous transactions)
The debtor paid for all of the previous shipments even with the delay, but he paid nothing for this shipment.
(7)今まで講じてきた回収の方法 / Collection methods used for the arrears and buyer's reaction
We contacted the debtor by fax and telephone for his prompt payment so that we could execute the following shipments of other orders. We have kept trying for collection by direct mail to the debtor, but as there has not been any response from them, we contacted the attorney in U.S.A. in regard to the solution by legal action. However, we were informed byhim that we would not be successful in instituing legal action against the debtor but will be barred from such action by New York's statute of limitations accepting only six years after the due date for legal action.
(8)債務不履行の理由 / Reason(s) for the arrears and how to handle the arrears in the sales contract
The debtor made several excuses of non-payment but all of them are groundless and misleading for the third parties. It is assumed by his tight cash flow which his controller admitted by fax when we contacted him to push for his immediate payment.
(9)債務者の営業状態 / Business conditions of the buyer
The debtor is oprating now.

3. 債権関連情報 / Claim information

(1)債務者の手形引受有無 (手形決済の場合) / Did the buyer accept Bill of Exchange?	(5)契約書の紛争解決条項/仲裁条項の有無 / Does the Contract contains a dispute resolution?
No	No
(2)債務者のB/L受領有無 / Did the buyer receive B/L?	上記がある場合の紛争解決手段 / Detail of dispute resolution
Yes	
(3)債務者の商品引取有無 / Did the buyer receive the goods?	(6)契約の準拠法 / Governing law
Yes	日本法
(4)商品の品質に関するクレームの有無 / Did the buyer make any quality related complaints?	(7)留意事項 / Points to Note
No	

4. 被保険者情報 / Shipper Details (※以下はサービサー回収の場合のみご記入下さい)

被保険者名 / Insured Name	担当者名 / Contact Person
Nippon Trading Co., Ltd.	Mr. Goro Tanaka
住所 / Address	回収金振込口座 / Shipper's Bank Account Details
5-55, Ginza 5-chome, Chuo-ku	Higashi Bank, Ltd. Ginza Branch A/C
市・国名 / City/Country	No.112233
Tokyo 167-0089, Japan	
電話番号 / Phone	
+81-3-3344-9876	
ファックス番号 / Fax	メールアドレス / E-mail
+81-3-3344-9877	Tanaka@Nippon.co.jp

回収方針に関するご意向

1. 希望される回収行為の主体（どちらかひとつにチェックをお願いします）

<input checked="" type="checkbox"/>	A 被保険者	⇒ 以下2をご記入下さい
<input type="checkbox"/>	B サービサー（債権回収業者）	⇒ 以下3をご記入下さい

*上記でBを希望される場合、サービサーへの情報共有のため、債権概要表①、②は英語でご記入頂くようお願いいたします。

2. Aの場合の回収方針

(1) Aを選択される理由・背景

これまでの交渉経緯を踏まえ、まずは当社として回収を取り進めるが、6月末までにパイヤーとの進捗状況を判断し、進展が見られないようであればサービサー回収に切り替えたい。

(2) 督促（メール、電話、面談等）による回収方策

① 督促の実施主体	被保険者（本邦）より実施
② 日本からの出張の要否	要
要の場合の費用概算/留意点	出張1回につき、100万円、合計3回出張予定である為、合計300万円程度の見込。

(3) 督促以外の回収方策（ご検討されていればご記入下さい）

① 弁護士の起用	起用する
起用する場合の費用概算/留意点	現地弁護士事務所と相談の上、詳細は追って報告するが、一般的には、判決取得までに弁護士費用500万円必要と聞いている。
② 法的手続（訴訟、仲裁）の開始	検討する
検討する場合の費用概算/留意点	現地弁護士事務所と相談の上、詳細は追って報告するが、一般的には、判決取得までに裁判所費用100万円必要と聞いている。
③ その他、調査等	
必要となる費用概算/留意点	

※表に入りきらない場合は、適宜行の追加、枠の拡大をして下さい。また、関数については適宜上書きして下さい。

3. Bの場合のサービサーへの連絡事項

① 無付保債権（債権概要表①-②）がある場合のサービサーへの委託方針
② その他回収にあたり留意する事項